

# 株式等の範囲

## ■ 株式等とは、次に掲げるものをいいます。

なお、外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式または出資者の持分を除きます。

- ① 株式（投資口を含む）、株主または投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む）および新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員または会員となる権利および出資の割当てを受ける権利を含み、③に掲げるものを除く）
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利および優先出資の割当てを受ける権利を含む）および資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利および同法に規定する引受権を含む）
- ④ 投資信託（株式投資信託・公社債投資信託・非公社債等投資信託・公社債等運用投資信託）の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 特定目的信託の社債的受益権
- ⑦ 公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等ならびに農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債および償還差益について発行時に源泉分離課税の対象とされた割引債を除く）

## ■ 上場株式等とは、上記の株式等のうち、次に掲げるものをいいます。

- ① 金融商品取引所（証券取引所）に上場されている株式等（⑨に掲げる上場公社債を除く）  
※上場されている株式等には、いわゆるJ-REIT、ETF、ETNなどを含みます。
- ② 店頭売買登録銘柄株式等、店頭転換社債型新株予約権付社債、店頭管理銘柄株式等
- ③ 日本銀行出資証券
- ④ 外国金融商品市場で売買されている株式等（⑨に掲げる上場公社債を除く）
- ⑤ 投資信託（株式投資信託・公社債投資信託・非公社債等投資信託・公社債等運用投資信託）の受益権でその受益権の募集が公募により行われたもの
- ⑥ 特定投資法人の投資口
- ⑦ 特定受益証券発行信託の受益権でその受益権の募集が公募により行われたもの
- ⑧ 特定目的信託の社債的受益権でその受益権の募集が公募により行われたもの
- ⑨ 特定公社債（上場公社債、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものおよびその償還差益について発行時に源泉分離課税の対象とされた割引債を除く）、その他一定の要件に該当する公社債）

## ■ 一般株式等とは、株式等のうち、上場株式等以外のもの<sup>(※)</sup>をいいます。

※いわゆる非上場株式等および一般公社債等（特定公社債以外の公社債・投資信託の受益権でその受益権の募集が私募により行われたもの・特定受益証券発行信託の受益権でその受益権の募集が私募により行われたもの・特定目的信託の社債的受益権でその受益権の募集が私募により行われたもの）